

産業構造審議会 活動報告書

平成28年5月16日

目次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5
組織図	6

I 組織の変更

新産業構造部会	9
2020未来開拓部会	10
産業技術環境科会	11
商務流通情報分科会	13
保安分科会	18
知的財産分科会	19

II 答申・報告書等

新産業構造部会	23
通商・貿易分科会	24
産業技術環境分科会	25
製造産業分科会	29
商務流通情報分科会	31
保安分科会	34
知的財産分科会	39

産業構造審議会活動の概要

現在の組織

産業構造審議会は、平成28年4月末日現在、2つの部会、7の分科会、34の小委員会、34のワーキンググループ（以後、「WG」という。）によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について、調査審議を行っている。

昨年の報告以降、2つの部会、1つの小委員会、6つのWGを新設し、1つの小委員会を名称変更した。これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等については、次章で詳しく紹介するが、いずれの組織も、我が国経済の変化と、それにより生じる新たな課題への対応について、活発な審議を行っている。

開催状況

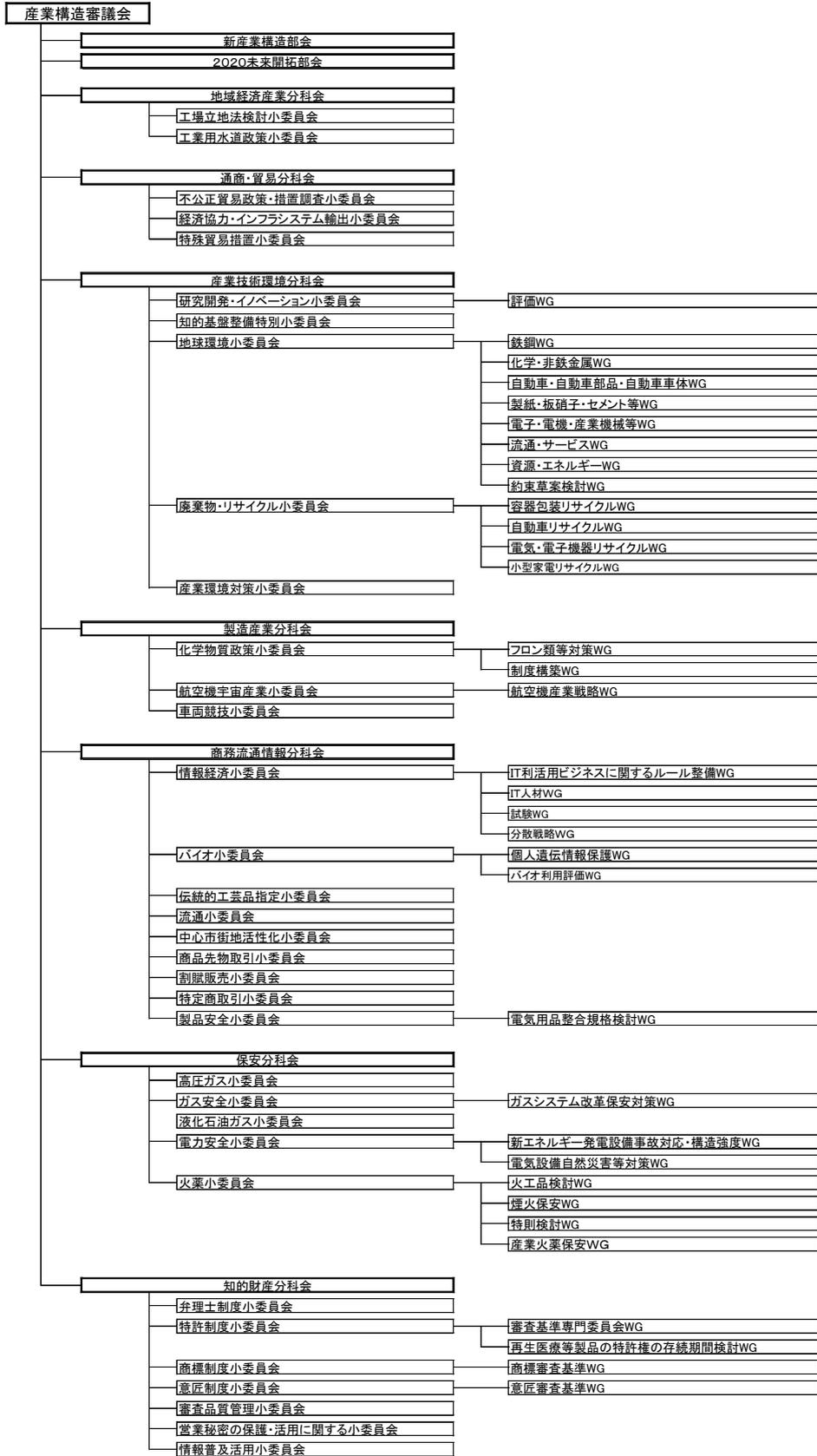
昨年の報告以降、総会2回、部会12回、分科会10回、小委員会64回、WG85回、総計173回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

答申・報告書等

昨年の報告以降、総計19件の答申・報告書等を取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映していくものである。

※本活動報告書は、平成27年4月から平成28年4月までの産業構造審議会における活動を取りまとめたものである。

産業構造審議会 組織図



I 組織の変更

新産業構造部会

「新産業構造部会」（平成27年8月設立）

部会長：伊藤 元重（学習院大学国際社会科学部教授）

設立趣旨

大胆な金融緩和政策という第一の矢、機動的な財政政策という第二の矢により、マクロ経済を需要の側面から支えることで、経済の好循環は着実に回り始めており、経済政策の課題は、デフレ脱却を目指した需要不足の解消から、労働・資本の拡大及び生産性革命といった供給制約の打破にシフトしている。

世界では、IoT、ビッグデータ、人工知能といった破壊的イノベーションによる「第4次産業革命」とも呼ぶべき大変革が進みつつある。

このような状況にあつて、IoT、ビッグデータ、人工知能等の発展がどのような経済・社会的インパクトをもたらし、これに向けて我々はどのような対応を取っていくべきか、官民でビジョンを共有し戦略的に対応することが不可欠である。

このため、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）に基づき、産業構造審議会に「新産業構造部会」を設置し、官民が共有できるビジョンを策定するとともに、官民に求められる対応について検討を進めることとする。

検討事項

- (1) IoT・ビッグデータ・人工知能等のもたらす産業構造、就業構造、経済社会システムの変革がどのようなものか。[具体的な変革の姿]
- (2) これらの変革が、どのようなチャンス（リスク）を生み出し、経済社会レベルにおいてどのような課題の解決・制約の克服に寄与する可能性があるのか。[変革のインパクト]
- (3) これらのチャンス（リスク）に対して、各国政府や海外のプレーヤーはどのような戦略を持ち、どのような対応を進めていくのか。[海外の動向の把握]
- (4) このような変革の流れの中で、我が国政府や民間企業、さらに個人はどのような戦略を持ち、どのような対応を進めていく必要があるのか。[具体的な処方箋]

審議スケジュール

第1回 平成27年9月17日 以後、月1回のペースで開催。

第8回 平成28年4月27日（中間整理）

2020未来開拓部会

「2020未来開拓部会」(平成27年7月設立)

部会長：室伏 きみ子 (お茶の水女子大学学長)

設立趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、国民・民間企業における消費・投資マインドの向上、海外から日本への関心の高まりなどが予想されることから、この機会を最大限に活用し、東日本大震災を乗り越え、福島復興、地方創生を含め日本経済の再興を進めることが必要である。

このため、政府、産業界等が一体となり、我が国の目指す2020年以降の未来像を見据え、戦略的な取組を進めることが重要である。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会2020未来開拓部会を設置し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、多様性をより包含し、我が国の経済・産業のポテンシャルを最大限引き出し、世界に先んじて社会的課題を解決することを通じて、人も企業も社会も、より健康で持続的な姿を世界に示すための方策や我が国のブランディング強化のための方策等について審議する。

検討事項

- (1) 持続的に成長する我が国の2020年以降の未来像
- (2) (1)の未来像の実現に向けた必要な改革に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした具体的なプロジェクトの進捗確認及び推進

審議スケジュール

- | | | |
|-----|-------------|-----------------------------|
| 第1回 | 平成27年7月23日 | 2020未来開拓部会について |
| 第2回 | 平成27年10月30日 | 9プロジェクトの実施について |
| 第3回 | 平成28年1月27日 | 9プロジェクトの実施及び2020年以降の未来像について |
| 第4回 | 平成28年4月20日 | 中間取りまとめについて |

産業技術環境分科会

「研究開発・イノベーション小委員会」(平成27年度11月名称変更)

小委員長：五神 真 (東京大学総長)

名称変更趣旨

企業内外の技術やアイデア等を有機的に結合し、革新的な付加価値を生み出す「オープンイノベーション」を促進するための課題や対応策について議論するに際して、それらは研究開発活動に限定されるものではなく、組織の意思決定プロセスなど、技術以外の要素の割合が大きくなっていることから、「研究開発・評価小委員会」から「研究開発・イノベーション小委員会」に名称を変更した。

【名称変更】

2014年～2015年 研究開発・評価小委員会

2015年～ 研究開発・イノベーション小委員会

検討事項

イノベーションを推進するための取組について

審議スケジュール

第1回	平成27年12月3日	今後の検討課題について
第2回	平成27年12月14日	①産学連携活動について ②技術・人材の取り込みについて
第3回	平成28年1月18日	①製薬業界、化学業界について ②企業の意思決定プロセス等について
第4回	平成28年2月5日	イノベーションを推進するための取組について (提言骨子)
第5回	平成28年3月7日	イノベーションを推進するための取組について (提言素案)
第6回	平成28年4月15日	イノベーションを推進するための取組について (提言取りまとめ)

「小型家電リサイクルWG」（平成27年12月設立）

座長：中村 崇（東北大学研究教授（多元物質科学研究所））

設立趣旨

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小電法」という。）は、平成25年4月の施行から約3年が経過し、この間、同法に基づき、48の再資源化事業計画が認定され、認定事業者において約4.1万トン（平成26年度）の回収・処理がなされている。

こうした中、同法の附則の規定に基づき、施行後5年が経過する平成29年度までに、本制度の見直しにつき検討する必要がある。

これまで、小電法に係る審議は、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会において行ってきたが、今後は、同法の施行状況を踏まえ、小型家電リサイクル制度の更なる推進に向けて、より詳細かつ専門的に議論を行う必要があることから、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会の下、新たに「小型家電リサイクルWG」を設置することとした。

検討事項

- （1）小型家電リサイクルの現状・課題の整理を通じた小型家電リサイクル制度の評価
- （2）小電法の見直しに係る検討 等

審議スケジュール

第1回 平成27年12月15日 小型家電リサイクル制度の施行状況について、同制度の推進に向けた取組について

以後、検討事項（1）（2）について順次開催予定。

商務流通情報分科会

「情報経済小委員会 試験WG」(平成28年1月設立)

座長：三谷 慶一郎 (株式会社NTTデータ経営研究所情報戦略コンサルティングユニット長)

設立趣旨

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催等を控え、万全な情報セキュリティ対策体制の整備が求められているところ、実態としては外部脅威の激化を背景として大規模な情報漏洩事案頻発している。これらの事案発生の背景には、行政組織や企業など情報システムを構築・活用する場における実践的な能力を有する人材不足があり、我が国の社会全体として早急なセキュリティ関連人材の確保が求められている。

また、日本再興戦略改訂2015(平成27年6月閣議決定)においても、サイバーセキュリティの確保に向けた基盤強化の一環として、サイバーセキュリティに従事する者の実践的な能力を適時適切に評価できる試験制度の充実を図ることが求められている。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会の下に試験WGを設置し、新たに創設する予定の最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた、高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度に関する資格登録・更新制の具体的設計等や情報処理技術者試験制度の改革に係る細目の設計等を審議する。

検討事項

- (1) 情報処理安全確保支援士制度に関する資格登録・更新制度の具体的設計等について
- (2) 情報処理技術者試験の改革に係る細目の設計等について

審議スケジュール

- 第1回 平成28年1月15日 情報処理安全確保支援士制度について①
- 第2回 平成28年2月25日 情報処理安全確保支援士制度について②
- 第3回 平成28年3月30日 情報処理安全確保支援士制度について③

「情報経済小委員会分散戦略WG」（平成28年3月設立）

座長：國領 二郎（慶應義塾大学総合政策学部教授）

設立趣旨

今般、IoT（Internet of Things）の動きが進展する状況下で、現行のクラウド集中型がリアルタイム処理やデータ量の急増により今後限界を迎える可能性がある中、フォグコンピューティング等の技術潮流を踏まえ、「自律・分散・協調」を新たな戦略軸とし、必要となる技術戦略や制度構築等を検討する。

9月を目処に論点整理を行い、適宜、関係部局と連携を密にしつつWGの検討内容を、新産業構造ビジョンの議論等に生かす。また、当該WGの議論はIoT推進ラボにおける検討にも反映させる。具体的にはIoT Selectionでの案件選択をする際のプライオリティ付けに生かすことができると考えられる。以上の様に、当該WGの議論を政府内の様々な検討に生かすことで具体的なIoT技術戦略の策定につなげていくことができる。

検討事項

- (1) IoTによる「自律・分散・協調型」社会に関する社会像を提示し、これを実現するための新たなIT構造（クラウドより下位層であるフォグ層の必要性）、技術戦略、データ流通を促すための制度や事業の整理、さらに、ブロックチェーン技術やシェアリングエコノミーの可能性等を審議。
- (2) フォグ層におけるデータ選別・処理の割合を高めることによって、フォグ層より下位レイヤーの付加価値を相対的に高めることが可能になる。この構造変化により生まれる新たなビジネスチャンスの獲得を目指す日本企業をいかに戦略的に支援するかを議論。

審議スケジュール

第1回	平成28年3月28日	WG設置分散協調戦略仮説、分散アーキテクチャ
第2回	平成28年4月28日	分散協調の取組①
第3回	平成28年5月19日	分散協調の取組②
第4回	平成28年5月頃	ブロックチェーン技術の活用
第5回	平成28年6月頃	データ流通構造
第6回	平成28年7月頃	データ流通の促進策
第7回	平成28年8月頃	技術ロードマップ（仮称）案、人材、セキュリティ
第8回	平成28年9月頃	論点整理

「個人遺伝情報保護WG」（平成28年3月設立）

座長：位田 隆一（滋賀大学学長）

設立趣旨

ヒトゲノム・遺伝子解析研究は、研究の過程で得られた遺伝情報は提供者及びその血縁者の遺伝的素因を明らかにし、その取扱いによっては、様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性があるという側面がある。そこで、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得て、適正に研究を実施することが不可欠である。また、世界医師会によるヘルシンキ宣言等に示された倫理規範を踏まえ、提供者個人の人権の保証が科学的又は社会的な利益に優先されなければならないことに加えて、この側面について、社会に十分な説明を行い、その理解に基づいて研究を実施することが求められている。

これらの状況を踏まえ、平成13年にヒトゲノム・遺伝子解析研究一般に適用されるべき倫理指針として、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省において、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（以下、ゲノム指針という。）」を共同で定め、社会に提示をしてきており、研究スタイルの変化に合わせ、三省合同で審議を行い、改正等を重ねてきている。

また、時代が進むにつれて、遺伝情報を取り扱う環境が、医療・研究の枠をこえ、一般サービスの世界へ広がり、一般事業においても、倫理的・法的・社会的課題について、対応していくことが求められている中で、個人情報保護法が成立し、関連ガイドラインを整備していく中で、経済産業省は「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン（以下、「個人遺伝情報保護ガイドライン」という。）」を定め、個人遺伝情報を用いた事業が適切に実施される環境を整備してきた。

今般、平成27年9月に改正個人情報保護法が成立・公布し、個人情報として扱われるべき遺伝情報の明確化が行われ、適切な配慮を求めるため「要配慮個人情報」が定められるなどの改正がなされた。それに伴い、改正個人情報保護法の施行（公布より2年以内で政令で定める日）までに、ゲノム指針及び個人遺伝情報保護ガイドラインについて、改正個人情報保護法との整合を取った上でそれぞれ周知を行う必要がある。今回、バイオ小委員会の下に個人遺伝情報保護WGを設置して、そのための議論を行う。

検討事項

- (1) 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の改正について

- (2) 「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」の改正について

審議スケジュール

第1回 平成28年4月15日

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」及び「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」の改正背景、方向性について

「バイオ利用評価WG」（平成28年3月設立）

座長（予定）：鎌形 洋一（国立研究開発法人産業技術総合研究所生命工学領域研究戦略部長） ※当該WGについては、現状、委員が空の状態

設立趣旨

平成15年に成立した「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（以下「カルタヘナ法」という。）では、生物多様性の確保を図るため遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることとされている。当省では、遺伝子組換え生物等を産業利用する事業者等からの申請に当たり、遺伝子組換え生物等が野生動植物の種又は個体群の維持に与える影響等について有識者による専門的な審議を行っている。

また、平成17年に微生物等の働きを利用した汚染物質の分解等を通じた環境汚染の浄化を図るバイオレメディエーションを実施する際の安全性の確保に万全を期すために「微生物によるバイオレメディエーション利用指針（経済産業省・環境省告示第4号）」（以下「バイレメ指針」という。）が取りまとめられた。当省は環境省と共同で、バイレメ指針に基づき事業者等から提出された浄化事業計画について、微生物の種類毎に科学的かつ適正な生態系への影響評価を実施すべく有識者による科学的な審議を行っている。

平成27年8月に商務流通情報分科会バイオ小委員会を設立し、これらの審議を行ってきた。商務流通情報分科会バイオ小委員会の主旨変更に伴い、審議事項が増加したため、商務流通情報分科会バイオ小委員会バイオ利用評価WGを設置し、微生物や遺伝子組換え微生物等の利用による生態系等への影響評価等について専門的かつ科学的な審議を行う。

検討事項

- （1）カルタヘナ法に基づく大臣確認申請等に関する適否について
- （2）バイレメ指針に基づいた実施計画書の申請書類等の承認に関する適否について

審議スケジュール

平成28年中に開催予定

カルタヘナ法第13条第一項に基づいて確認される拡散防止措置に関する審査等

保安分科会

「ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WG」（平成27年6月設立）

座長：倉渕 隆（東京理科大学教授）

設立趣旨

ガスシステム改革を踏まえた保安規制については、ガス安全小委員会において、昨年6月からガスの保安水準の維持・向上を前提とし、今後の望ましい在り方について検討を進めてきた。そして、平成27年2月に審議内容の報告書として「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について」を取りまとめた。これを受け、平成27年6月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」におけるガス事業法改正では、ガスの小売全面自由化後の保安規制として、本報告書の内容に即した改正を行ったところ。

本報告書においては、大規模災害時等のガス事業者間の連携・協力、自主保安の確保などを今後の検討課題として挙げており、当該課題に対して実務的・専門的な立場から、詳細な制度設計について審議する。

検討事項

- (1) ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について
- (2) 大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について
- (3) 消費機器調査・周知の実施体制 など

審議スケジュール

- | | | |
|-----|-------------|-------------------------------|
| 第1回 | 平成27年7月30日 | 消費機器調査・周知の実施体制等 |
| 第2回 | 平成27年9月24日 | ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担等 |
| 第3回 | 平成27年11月18日 | 大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担等 |
| 第4回 | 平成27年12月10日 | ガスシステム改革保安対策WG中間的整理（案） |

知的財産分科会

「情報普及活用小委員会」(平成27年7月設立)

小委員長：後藤 晃 (政策研究大学院大学教授)

設立趣旨

昨今の知的財産活動のグローバル化やITの急激な進展に伴い、特許等の公報を中心とした特許情報へのアクセスに対するユーザーニーズは高度化、多様化しており、特許情報の普及活用の今日的なあり方について検討を行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、改めて我が国の公的な特許情報サービスの役割を整理するとともに、中小企業に特許情報の活用を促していき、また、公報の発行形態が紙からインターネットへと変化したことにより情報の流通が容易になっていること等に伴い生じるプライバシー等の問題に法的検討も含めて対処していくため、産業構造審議会知的財産分科会の下に「情報普及活用小委員会」を設置し、特許庁が行う情報普及施策のあり方について審議を行う。

検討事項

- (1) 特許庁又はINPITが運営する公的な特許情報提供サービスのあり方
- (2) 法的検討も要する公報のあり方
- (3) 中小企業への情報普及施策のあり方

審議スケジュール

- | | | |
|-----|-------------|-----------------------|
| 第1回 | 平成27年9月10日 | 特許情報の普及活用施策の現状と課題について |
| 第2回 | 平成27年12月21日 | 検討事項(1)～(3)について |
| 第3回 | 平成28年3月3日 | 情報普及活用小委員会報告書(案)について |

Ⅱ 答申・報告書等

新産業構造部会

「新産業構造ビジョン 中間整理（中間取りまとめ）」

新産業構造部会（平成28年4月）

報告書の概要

産業構造審議会新産業構造部会では、第4次産業革命への的確に対応するための官民の羅針盤となる「新産業構造ビジョン」の策定に向けて、平成27年8月より議論を重ねてきた。平成28年4月、中間整理を行った。

- (1) 第4次産業革命のインパクト
- (2) 我が国の基本戦略
- (3) 第4次産業革命による社会の変革と産業構造の転換
- (4) 第4次産業革命による就業構造転換
- (5) 産業構造・就業構造の試算
- (6) 我が国の具体的戦略
 - ①データ利活用促進に向けた環境整備
 - ②人材育成・獲得、雇用システムの柔軟性向上
 - ③イノベーション・技術開発の加速化（「Society5.0」）
 - ④ファイナンス機能の強化
 - ⑤産業構造・就業構造転換の円滑化
 - ⑥第4次産業革命の中小企業、地域経済への波及
 - ⑦第4次産業革命に向けた経済社会システムの高度化

通商・貿易分科会

「2015年版不公正貿易報告書（報告書）」

不公正貿易政策・措置調査小委員会（平成27年5月）

報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。本報告書は、大きく分けて3部から構成され、巻末に資料編として、WTOドーハ開発アジェンダ（DDA）の動向やWTO加盟交渉の現状についての紹介、さらに個別のWTO紛争案件についての解説を掲載している。

（1）第一部

第一部においては、18ヶ国・地域の計132件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。なお、2015年版では、新規案件として以下9件の政策・措置を指摘している。

- ①中国：日本製光ファイバー母材に対するアンチ・ダンピング措置
- ②中国：銀行業IT機器セキュリティ規制
- ③中国：化粧品ラベル規制
- ④中国：化学物質規制
- ⑤インドネシア：外国企業の参入障壁となる玩具規制
- ⑥フィリピン：未加工鉍石に対する輸出規制
- ⑦イスラエル：タイヤ規制
- ⑧エクアドル：自動車輸入総量規制
- ⑨中国・マレーシア等：フラットパネルディスプレイに対するITA違反

（2）第二部

第二部においては、第一部であげた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。なお、2015年版では、新たに4つの新規特集記事（中国レアアース問題とWTOルール、鉄鋼業界等における過剰生産能力問題、補助金協定における政策目的の考慮可能性、関税評価にかかる近時の問題点）を追加している。

（3）第三部

第三部においては、WTO協定を補完する新たな国際ルールとして、経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。

産業技術環境分科会

「イノベーションを推進するための取組について（中間取りまとめ）」

研究開発・イノベーション小委員会（平成28年4月）

中間取りまとめの概要

研究開発・イノベーション小委員会では、我が国におけるイノベーション創出にあたっての課題と政策対応の方向性を取りまとめた。

（1）我が国イノベーションの現状と課題

第4次産業革命等により、これにまでないスピードと規模での価値の創出に加え、ビジネスモデル自体の変革も必要となる中、我が国企業の多くは依然、自前主義・短期主義から抜け出せていない。また、我が国研究人材の流動性は非常に低く、資金面においても、組織を超えた研究費のやりとりが極めて限定的である。加えて、研究者の国際的な流動から取り残されつつあり、グローバルネットワークから孤立する恐れを孕んでいる。

（2）イノベーションシステムの構築

これら状況を踏まえ、イノベーションの創出のためには、日本の持つ「強み」「優位性」を活かした戦略策定の下、国内外問わず優秀な人材を確保・流動化しながら、企業・大学・ベンチャー企業等、各プレイヤーが連携して付加価値を創出するためのオープンイノベーションの推進が早急に必要である。

（3）我が国のイノベーションを進めるための施策

①「企業・大学の意識改革や組織体制の見直し

- ・「イノベーション経営」のための企業の意識・行動改革
- ・「本気の産学連携」を進めるための大学の体制・運営強化 等

②企業・大学・ベンチャー企業等間の人材や技術の流動化促進

- ・産業界による大学教員・学生の「頭脳への投資」促進
- ・大企業によるベンチャー企業の効果的活用を通じた人材・技術の「好循環」の加速 等

③海外から最先端の技術・人材を取り込むための環境整備

- ・産学官が連携した広く・深い技術インテリジェンスの確率
- ・我が国に「強み」「優位性」がある先端的な技術分野等について、世界トップクラスの人材等が参画する研究・社会実装拠点「グローバルオープンイノベーションセンター」の形成 等

（4）我が国のイノベーションを進めるための施策に取り組むための体制整備

上記施策を着実に実行するため、文部科学省と経済産業省合同の産学連携検討体制を検討する。また取組について引き続き積極的に発信・周知する。

「地球温暖化対策計画（案）（取りまとめ）」

地球環境小委員会（平成28年3月）

取りまとめの概要

地球環境小委員会と中央環境審議会地球環境部会の合同会合において、COP21でパリ協定が採択されたことを受け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために、国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載した我が国の地球温暖化対策の総合的な計画である「地球温暖化対策計画」の案を取りまとめた。

（1）我が国の削減目標（約束草案）

2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減することとしている。

（2）具体的な取組

- ①産業部門の取組として、産業界の自主的取組である「低炭素社会実行計画の着実な実施」や「省エネ性能の高い設備・機器の導入」、
- ②業務・家庭部門の取組として、「住宅・建築物の省エネ対策」や「国民運動の推進」、
- ③運輸部門の取組として、「自動車単体対策」や「低炭素物流の推進」、
- ④エネルギー転換部門の取組として、「再生可能エネルギーの最大限の導入」などを盛り込んでいる。

「約束草案要綱案（取りまとめ）」

地球環境小委員会約束草案検討WG（平成27年4月）

取りまとめの概要

地球環境小委員会約束草案検討WGと中央環境審議会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会の合同専門家会合において、我が国の中期的な温室効果ガス削減目標を、2030年度に2013年度比で26%減とするエネルギーミックスと整合的なものとなるよう、裏付けのある対策や技術を積み上げた実現可能性のある約束草案の要綱案を下記の通り取りまとめた。

- (1) 削減目標：2030年度に2013年度比 ▲26.0%
 - ①エネルギー起源CO₂ ▲21.9%
 - ②代替フロンその他温室効果ガス ▲1.5%
 - ③森林吸収源対策等 ▲2.6%
- (2) 基準年：2013年度比を中心に説明を行うが、2013年度と2005年度の両方を登録する。
- (3) 対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）
- (4) 温室効果ガス吸収源：吸収源活動により3700万 t-CO₂ の吸収量の確保を目標とする。（森林吸収源対策：2780万 t-CO₂、都市緑化等：910万 t-CO₂）
- (5) 二国間クレジット制度（JCM）：削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする。

その後、平成27年7月17日に政府の地球温暖化対策推進本部において日本の約束草案を決定し、同日、国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（報告書）」

廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG（平成27年9月）

報告書の概要

自動車リサイクル法施行から10年が経過したことから、自動車リサイクルWGにおいて自動車リサイクル制度の評価・検討を行ってきた。評価・検討の結果を踏まえ、自動車リサイクル制度の執行状況について評価するとともに、自動車リサイクル制度の「あるべき姿」の実現に向けて関係者が行うべき取組について下記の報告を取りまとめた。

（1）自動車リサイクル制度の現状と評価

自動車リサイクル制度はおおむね順調に機能しており、法制定時に問題となっていた不法投棄・不適正保管車両の台数は大幅に減少した。

（2）自動車リサイクル制度の「あるべき姿」とその実現に向けた基本的方向性

自動車リサイクル制度全体の「あるべき姿」として、自動車を使用済みとなった場合でも市場価値を有し経済的な理由からの不法投棄の恐れがないシステムを中長期的に実現していくことなどが示され、そのために、①自動車における3Rの推進・質の向上、②より安定的・かつ効率的な自動車リサイクル制度への発展、③自動車リサイクルの変化への対応という3つの基本的方向性に沿って今後の施策に取り組むべきとされた。

（3）自動車リサイクル制度の「あるべき姿」の実現に向けた課題と具体的取組

自動車リサイクル制度の「あるべき姿」の実現に向けて、関係主体において基本的方向性に沿った次の政策課題に対応することが必要である。

- ・環境配慮設計・再生資源活用推進による解体・破碎段階でのリユース拡大・リサイクルの質の向上
- ・2R（リデュース・リユース）の推進
- ・リサイクルの質の向上
- ・引取業等のあり方について
- ・不法投棄・不適正処理への対応の強化
- ・使用済自動車等の確実かつ適正な処理の推進
- ・自動車リサイクル全体の社会的コストの低減
- ・次世代車／素材の多様化への対応
- ・自動車リサイクルの国際展開

製造産業分科会

「自転車競技法における特例対象交付金の取り扱いについて」(答申)

車両競技小委員会 (平成27年7月)

答申の概要

神奈川県、横浜市及び横須賀市の競輪事業からの撤退に伴い、自転車競技法に基づき、神奈川県、横浜市及び横須賀市が交付を猶予されていた交付金（特例対象交付金）を競輪の開催の停止に必要な経費に充当することについて、審議の結果、適切なものであるとして了承した。

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について」(報告書)

化学物質政策小委員会制度構築WG (平成27年8月)

※中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会との合同会合

報告書の概要

平成25年10月に我が国で採択された「水銀に関する水俣条約」(以下「条約」という。)の早期締結に向け、平成27年3月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」が閣議決定し、同6月に国会で可決・成立した。

これを受け、条約締結に必要となる政省令に関する技術的事項を中心に検討を行い、下記の報告を取りまとめた。

(1) 水銀使用製品の製造等に関する措置

① 特定水銀使用製品の製造等禁止

- ・条約で段階的廃止が求められている製品品目(電池、蛍光灯等)について、条約を超える国内措置(水銀含有量基準等の深掘り、廃止期限の前倒し)を検討、提示。
- ・組込製品も規制対象。製造と輸出入は同じ規制水準。(輸出入規制は外為法により措置)

② 新用途水銀使用製品の流通抑制

- ・既存の水銀使用製品及びその用途をリストアップ。
- ・新用途水銀使用製品が健康保護又は環境保全に寄与するかどうかの評価の方法を整理。

(2) 水銀等の適正な貯蔵・水銀含有再生資源の適正な管理

特定の水銀及び水銀化合物並びに水銀含有再生資源(水銀を含有し、再生利用等の処分が行われるものであって、廃棄物処理法上の廃棄物でないもの(非鉄製錬からの水銀含有スラッジ等))について、貯蔵・管理の指針、定期報告の内容等を整理した。

商務流通情報分科会

「情報経済小委員会 中間取りまとめ ～CPSによるデータ駆動型社会の到来を見据えた変革～（中間取りまとめ）」

情報経済小委員会（平成27年5月）

中間取りまとめの概要

今般、IoT（Internet of Things）、ビッグデータ、人工知能の進展により、付加価値の源泉がモノからデータへと移行しており、従来の産業構造、社会構造が大きく変革する、いわゆる第四次産業革命というべき変革期を迎えようとしている。当該小委員会では、日本の競争力を高める施策について議論を深めてきたところ、平成27年5月に中間取りまとめを行い、以下の通り施策の具体化を図った。

（1） 制度変革

サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、内閣サイバーセキュリティセンターの機能強化及び情報処理安全確保支援士制度を創設する等の措置を講ずるため、「サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を第190回通常国会に提出した。

（2） 迅速なチャレンジの促進

産学官が参画・連携し、IoT推進に関する技術の開発・実証や新たなビジネスモデルの創出を推進するために、平成27年10月に総務省と連携して「IoT推進コンソーシアム」を設立した。また、IT人材の発掘や育成事業に関する投資等を促進するために研究会を設置し、有識者等へのヒアリングを通じてスタートアップ企業等のチャレンジを促している。

（3） 基盤の整備

セキュリティ面においては、平成27年12月に、セキュリティ経営ガイドラインを独立行政法人情報処理促進機構（IPA）とともに策定。また、セキュリティマネジメント試験に関する検討を進めるため、平成27年12月に情報経済小委員会の下に「試験WG」を設立した。さらに、重要インフラへのサイバー攻撃への対応のため、IPAと協力し、サイバーレスキュー隊の増強を図っている。

技術面においては、人工知能の実用化と基盤研究進展の好循環を生むため、平成27年9月に産業技術総合研究所の下に「人工知能研究センター」を設立した。

「クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて」（報告書）

割賦販売小委員会（平成27年7月）

報告書の概要

割賦販売小委員会では、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）による割賦販売法の一部改正以後の施行の状況等を踏まえ、平成26年9月から、クレジットカード取引に係る近時の取引環境の変化、消費者相談及び不正使用の動向等の実態や今後の取組の方向性について検討を進めてきた。

この検討を踏まえ、平成27年7月に以下の項目からなる報告書を取りまとめた。

（1）クレジットカード取引を巡る状況

- ①平成20年改正において措置された事項等に係る近時の動向
- ②クレジットカード取引の利用環境の変化等
 - ・クレジットカード取引に関わる主体の多様化
 - ・近時の消費者相談の動向
- ③番号漏えい、不正使用対策の状況

（2）制度的・実務的な措置等に係る考え方及び具体的な措置等

- ①基本的視座
- ②各事項に係る考え方と具体的な措置等について
 - ・クレジットカード取引の実態に対応した措置に係る考え方
 - ・クレジットカード取引の利用環境の変化等に係る具体的な措置
 - ・セキュリティ対策に係る考え方及び具体的な措置
 - ・その他の事項について

「伝統的工芸品の指定に係る答申について」(答申)

伝統的工芸品指定小委員会 (平成27年5月)

答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく、伝統的工芸品の指定品目に「仙台箆笥(たんす)」「江戸べっ甲」「東京アンチモニー工芸品」を追加することについて了承した。

※「仙台箆笥」の概要

仙台箆笥は、江戸時代末期以降、仙台藩の地場産業として成長。木目が浮かび上がる木地呂(きじろ)塗りに豪華な金属製の飾り金具が施されていることが特徴。



※「江戸べっ甲」の概要

江戸鼈甲は、タイマイの甲羅を原料として、独自の鼈甲の張り合わせ技術を用いた工芸品。江戸期の関東地方においては、盛んに和装品が製造されており、現在では和洋装飾品、眼鏡等が製造されている。



※「東京アンチモニー工芸品」の概要

東京アンチモニー工芸品は、鉛・アンチモン・錫の合金であるアンチモニーを原料とした鋳物製品であり、明治初期に東京の地場産業として技術が確立した。繊細な模様や彫刻を活かし、装飾品、賞杯、置物等が製造されている。



保安分科会

「高圧ガス保安のスマート化の検討について」

高圧ガス小委員会（平成28年3月）

取りまとめ概要

高圧ガス小委員会では、時代の変遷に伴い、技術の進歩等、産業保安を取り巻く状況は常に変化しているため、保安水準の維持・向上、重大事故の撲滅といった目標の達成に向けて、これらの変化に迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応できるように更なる「賢い」制度へと進化させていくこと（＝産業保安のスマート化）について検討を行い、平成28年3月に「高圧ガス保安のスマート化の検討について」を取りまとめた。その具体的な内容は以下の通り。

（1）自主保安の高度化を促す制度へ

新技術の活用により保安水準を向上させるため、ビッグデータ・ロボット技術・高度なリスクアセスメントといった新たな知見・手段等を取り入れ、レベルの高い自主保安を実施している事業者に対して、ポジティブ・インセンティブを導入・強化し、規制を差異化する。

（2）新技術・新市場の出現・普及に円滑に対応する制度へ

企業のイノベーション・研究開発・創意工夫を阻害せず、水素・燃料電池自動車等といった新技術・新市場の普及・拡大に対応するため、性能規定化を実施・充実化や時宜を得た制度の見直しを実施する。

（3）制度に係るコストの最適化

法令間の保安基準の整合化や連携を図る。また、事業者及び行政のコストを削減するため、事故報告方法の見直しや申請等における提出書類の削減等によるペーパーワークの効率化を行う。

「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について」

ガス安全小委員会（平成27年12月）

中間的整理の概要

第189回通常国会において、ガス事業法の一部改正を内容とする電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）が成立し、平成28年内の施行を予定している。ガス安全小委員会は、平成27年6月にガスシステム改革保安対策WGを設置し、ガスの小売全面自由化後の保安の在り方について詳細な制度設計の検討を進めた。平成27年12月に、同WGは下記のとおり中間的整理を取りまとめ、同小委員会において了承された。

- (1) ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について
緊急時対応はガス導管事業者が一元的に行うこととする一方で、消費機器保安を行い、需要家と接点を有するのはガス小売事業者であることから、①緊急保安連絡窓口の周知、②消費機器に関する情報の提供、③連絡窓口となることなど、ガス小売事業者の役割を明確化した。また、当該役割について、保安業務規程の記載事項とし、実行性を担保することとした。
- (2) 大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について
災害発生時には、ガス導管事業者の対策本部に指揮命令系統を一元化し、その下に「導管対策隊」及び「顧客対策隊」を設置し、対応に当たることを明確にした。さらに、ガス小売事業者についても、対策本部の「顧客対策隊」の一員として必要な要員を供出し対応に当たるなど、役割を明確し、相互に連携・協力して対応に当たることを提言した。
- (3) 消費機器調査・周知の実施体制
新規参入者を含むガス小売事業者は、消費機器の調査・周知を行うこととなる。ガス小売事業者が作成・届出する保安業務規程において、責任・管理体制や従事者への保安教育などの実施体制を記載事項とし、その実行性を担保することとした。
- (4) その他
上記の他、ガス導管事業者とガス小売事業者の事故報告の役割分担や、旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制、情報通信技術を用いた方法による周知の実施などについて、今後の在り方を提言した。

「平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定」

液化石油ガス小委員会（平成28年3月）

指針の概要

LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等の具体策を提示した「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定した。

（1）LPガス事故の発生状況、事業者の法令遵守の状況

- ①平成27年は、LPガス事故の発生件数は167件であり、平成26年の187件から20件減少し、近年3年（平成24～26年）の平均（219件）を下回り、3年連続で減少した。
- ②平成27年度は、経済産業省で122社（132事業所）に対し立入検査を実施し、その結果、8社において、重大な違反（質量販売における消費設備調査の未実施等）が確認されたため、ガス安全室長又は産業保安監督部長による行政指導（厳重注意又は改善指示）を行った。

（2）平成28年度保安対策指針

平成28年度保安対策指針の主な新規項目

①集中監視システムの導入等（下線部は平成28年度新規）

平成28年度より液化石油ガス法に基づく認定液化石油ガス販売事業者の認定要件を緩和・細分化するとともに、追加要件（例えばCO警報器が設置され、CO警報器連動遮断であることなど）を満たす場合、緊急時対応及び点検・調査頻度を更なる緩和を措置したことを踏まえ、より一層の安全確保の観点から、一般消費者における保安管理状況がリアルタイムで把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと。

②積雪又は除雪ミスによる事故防止対策

調整器と容器を直接取り付けることを避け、直接取り付けざるを得ない場合は折損対策用調整器を使用すること。

③機器の事故防止対策

浸水による機器の腐食や故障を原因とした事故を防ぐため、水害により水没した機器類は、そのまま使用せず確実に交換すること。

「火薬類取締法技術基準等の見直しについて（中間整理）」

火薬小委員会（平成27年6月）

中間整理の概要

産業構造審議会火薬小委員会では、火薬類取締法（以下「火取法」という。）の技術基準等を産業の実態の変化や技術の進歩に合わせた見直しを行うため火薬小委員会とその下部組織である産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WGを開催し、見直しの方向性を検討し、中間整理を行った。

（1）検討の背景

火取法は、昭和25年の制定以来、規制の基本的枠組み・考え方は維持されてきているが、技術基準等の多くが保安事項について詳細に規定していることから、見直しが十分に行われているとは言いがたい状況であった。

（2）基本的な考え方

火取法の規制が産業や技術の実態に則したものとなり、製造工程の効率化や新製品の開発といった現場の創意工夫が活かされるものとなるよう、事業者等から技術基準等の見直し要望に係るヒアリングを実施し、見直しニーズや費用対効果が高いテーマから順次取り上げて検討を行う。

その際、事業者の創意工夫を阻害せず、新技術・新市場への普及・拡大に対応する規制とするため、安全の水準は維持・向上していくことを前提として技術基準の見直し（性能規定化等）を進める。

また、同時に、火薬類の種類、薬量、使用条件等を踏まえた、リスク（又はハザード）にきめ細かく応じた規制としていく。

加えて、自主保安の高度化を推進する観点から、事故情報の活用の充実、事業者及び行政コストの削減に資するよう制度や手続きを改善していく。

（3）見直しの方向性について

製造の技術基準の見直し、軽微変更届出の対処範囲の拡大など、ニーズや費用対効果の高い13テーマについて検討の方向性を取りまとめ、その他の見直し要望テーマについても、順次検討を行う。

「産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WGにおける検討状況」

(平成28年1月 火薬小委員会(第6回) 資料1-1)

本中間整理後、上記検討テーマについて、火薬小委員会及びWGで検討を行い、本年1月に上記13テーマのうち、11テーマについて見直しの方向性について火薬小委員会で決定された。平成28年夏頃を目途に規則・通達等を改正・施行予定。

「火薬類の技術基準等の見直しについて」(平成28年度検討課題)

(平成28年3月 火薬小委員会(第7回) 資料6)

貯蔵の技術基準の見直し等5テーマについて平成28年度に検討することが決定され、今後、同小委員会及びWGにて詳細を検討していく。

知的財産分科会

「審査品質管理の充実に向けて（平成26年度）」

審査品質管理小委員会（平成27年4月）

報告書の概要

特許庁の品質管理の実施状況及び実施体制について評価するための、評価項目及び評価基準を策定し、当該評価基準に基づいて評価を行うとともに、改善点について検討した結果を、今後の審査の質の向上に向けた方向性として取りまとめた。

（1）本小委員会における検討の背景

審査を巡る環境の変化や、海外特許庁の動き等、本小委員会による検討の背景についてまとめた。

（2）品質管理の実施体制・実施状況についての評価項目・評価基準の検討

特許庁における審査の品質管理の実施体制及び実施状況を客観的に評価すべく、特許協力条約における国際調査等のための共通の品質ガイドラインを参考に、評価項目及び評価基準を策定した。

（3）平成26年度の品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

本小委員会で策定した評価基準にしたがって評価の上、その結果を取りまとめた。

（4）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

主に、現状の実施体制・実施状況が「概ね達成」と評価された項目に関して、具体的な手続きに関する改善提言について取りまとめた。

なお、審査品質の定量的な評価については、海外特許庁の状況、審査の質の分析・課題抽出の結果をふまえつつ、今後も慎重な議論を行うことが好ましいとされた。

「審査品質管理小委員会報告書（平成27年度）（報告書）」

審査品質管理小委員会（平成28年4月）

報告書の概要

平成27年度における特許庁の品質管理の実施状況及び実施体制について、昨年度に策定した評価項目及び評価基準に基づいて評価を行うとともに、改善点について検討した結果を、今後の審査の質の向上に向けた方向性として取りまとめた。

（1）審査品質管理の取組状況

特許庁における品質管理システムについて概観した上で、特許・意匠・商標それぞれの部門における平成27年度の審査品質管理の取組状況についてまとめた。

（2）平成27年度の審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

平成26年度の審議で評価の対象とならなかった品質管理の前年度からの改善状況を含めて審議の対象とし、本小委員会で策定した評価基準にしたがって評価の上、その結果を取りまとめた。

（3）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

実施体制及び実施状況に関する評価を通じて得られた、品質管理の実施体制及び実施状況に関して改善が期待される事項について取りまとめた。

（4）海外特許庁における品質目標の調査結果の概要報告

昨年度の本小委員会報告書において、審査の質を評価するために用いることができ、かつ、適切な審査を妨げることがないような定量評価指標について、海外特許庁の状況も勘案しつつ、「調査・研究を通じ、今後も慎重な議論を行うことが好ましい」としたことを受け、今年度、特許庁において実施された海外調査の結果についてまとめた。

「画像デザインの保護の在り方について（報告書）」

意匠制度小委員会（平成28年1月）

報告書の概要

画像デザインの保護拡充については、平成23年12月以降、本小委員会において累次検討を重ねてきており、平成26年1月に取りまとめた報告書の方針に従い、その後、イメージマッチング技術を利用した画像を含む登録意匠の検索支援ツールの開発や、意匠審査基準WGにおける画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂の検討が実施された。本小委員会では、作成された改訂意匠審査基準案に加え、その方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方も併せて、画像を含む意匠の保護の在り方について検討を行い、意見募集手続を経て次の報告を取りまとめた。

- ・意匠審査基準WGにおいて作成された改訂意匠審査基準案は、従前の、物品にあらかじめ記録された画像に加えて、物品に事後的に記録された画像についても、意匠を構成するものとして取り扱うことを趣旨とするものであり、同時に、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像について意匠権が生じることのないよう、画像を含む意匠についての創作非容易性の判断基準を明確化するための対応を図るものであるから、現代社会の要請に基づき、現行意匠法の下で対応可能な画像を含む意匠の審査運用指針を適切に示したものと見える。
- ・「参考資料 画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」（報告書別紙2）により、事業者等が画像を含む意匠を取り扱う際に留意すべき事項が明らかになったと考えられる。
- ・イメージマッチング技術を利用した画像を含む登録意匠の検索支援ツール（Graphic Image Park）が平成27年10月1日から提供開始され、画像デザインの保護拡充にあたって配慮が必要な、事業者の登録意匠の調査に掛かるクリアランス負担を軽減するための環境が次第に整いつつある。
- ・以上を踏まえると、スマートフォン等の利用が急速に拡大する中、意匠審査基準を改訂することは、法改正を要せずに迅速に実現可能な措置であると共に、画像を含む意匠について、現行意匠法の下で可能な最大限の保護と活用を図るために必要なことであるから、改訂意匠審査基準案を速やかに実行に移すことが適切である。
- ・また、その後の運用の状況を見定めつつ、画像デザインの保護を巡る意匠制度の在り方を、引き続きの検討課題とすることが適切である。

「画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂について（報告書）」

意匠審査基準WG（平成27年11月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準WGでは、平成27年3月から5回にわたり、画像デザインの保護拡充を視野に入れた意匠審査基準改訂の方向性について具体的検討を行い、次の報告を取りまとめた。

（1）画像を含む意匠の登録要件に関する意匠審査基準改訂の考え方

情報通信技術の進展に伴うスマートフォン等の急速な普及を背景に、これまで個々の専用機が担っていた役割を、一台の機器に適宜のソフトウェアを追加することで実現し得る時代へと変化してきており、その結果、機器が事後的に具備した機能についても物品の機能として理解する意識が社会に広まると共に、当該機能の実現のために用いられる画像についても一定の保護ニーズが示されるに至っている。このような状況に対して、現行意匠法下で対応可能な、画像を含む意匠のより適切な保護と活用を図るための方策として、意匠審査基準を以下のように改訂することが考えられる。

①登録対象の拡充

当初の製造出荷段階で物品にあらかじめ記録された画像のみならず、その後いずれかの段階で物品に記録された画像（事後的に記録された画像）についても、意匠法第3条第1項柱書適用の要件としている「意匠を構成するものであること」の要件を満たすものとして取り扱う。この場合、ソフトウェアのインストールにより記録された電子計算機の付加機能に係る画像についても、意匠を構成するものとして取り扱う。

②創作非容易性判断基準の明確化

創作の成果が視覚的な特徴として現れた画像を含む意匠のみを適切に保護し、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像については意匠権が生じることのないよう、画像を含む意匠の創作非容易性判断基準について、判断手法、判断主体、よく見られる改変及びありふれた手法等についての典型的な考え方と事例を明記する。

（2）改訂意匠審査基準案の取扱い

本WGにおいて作成した改訂意匠審査基準案は、意匠制度小委員会に報告し、更なる検討及び意見募集手続を経た上で、適用することが適当である。

